

## 電波監理審議会（第1113回）議事録

### 1 日時

令和5年3月8日（水）15：00～17：09

### 2 場所

Web会議による開催

### 3 出席者（敬称略）

#### (1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、  
矢嶋 雅子

#### (2) 審理官

村上 聡、鹿島 秀樹

#### (3) 総務省

（情報流通行政局）

松井 正幸（地上放送課長）、安東 高德（衛星・地域放送課長）、  
鎌田 俊介（放送政策課室長）、岸 洋佑（放送政策課企画官）

（総合通信基盤局）

竹村 晃一（総合通信基盤局長）、豊嶋 基暢（電波部長）、  
近藤 玲子（総務課長）、荻原 直彦（電波政策課長）、  
田口 幸信（基幹・衛星移動通信課長）、中村 裕治（移動通信課長）、  
渡部 祐太（電波政策課企画官）

#### (4) 事務局

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

# 目 次

(1) 開 会 .....	1
(2) 諮問事項（総合通信基盤局）	
① 電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案（携 帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な周波数移行に関する制度整 備）（諮問第5号） .....	1
② 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（デジタル簡易無線の高度 化等に係る制度整備）（諮問第6号） .....	7
③ 周波数割当計画の一部を変更する告示案（デジタル簡易無線の高度化等 に係る制度整備）（諮問第7号） .....	7
④ 航空機局の無線設備等保守規程の認定（諮問第8号） .....	16
(3) 報告事項（総合通信基盤局）	
令和4年度電波の利用状況調査の調査結果 .....	20
(4) 諮問事項（情報流通行政局）	
① 放送法施行規則等の一部を改正する省令案（電波法及び放送法の改正 に伴う制度整備）（諮問第9号） .....	30
② 電波法施行規則等の一部を改正する省令案等（諮問第10号） .....	38
③ 日本放送協会放送受信規約の変更の認可（諮問第11号） .....	45
④ 九州朝日放送株式会社に係る認定放送持株会社の認定（諮問第12号） .....	48
(5) 報告事項（情報流通行政局）	
BS放送の右旋帯域における衛星基幹放送事業者の公募・認定に向け た手続等 .....	52
(6) 閉 会 .....	56

# 開 会

○笹瀬会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染症対策につきまして、引き続き、感染防止策の徹底を図ることになっておりますので、本日の3月期の会議は、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加とさせていただきます。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項8件、報告事項が2件となっております。

それでは、総合通信基盤局の職員に入室するよう、連絡をよろしくお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

## 諮問事項 (総合通信基盤局)

(1) 電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案 (携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な周波数移行に関する制度整備)

○笹瀬会長 よろしくお願いたします。

それでは、議事を開始いたします。

諮問第5号「電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案 (携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な周波数移行に関する制度整備)」につきまして、渡部電波政策課企画官より、御説明よろしくお願いたします。

○渡部電波政策課企画官 電波政策課企画官の渡部でございます。

諮問第5号、電波法施行規則及び無線局免許手続規則の一部を改正する省令案につきまして、説明をさせていただきます。

資料1ページを御覧ください。諮問の概要でございます。本省令案は、令和4年の電波法改正において創設されました携帯電話用周波数の再割当て制度に関連するものでございます。改正電波法におきましては、こちらに記載の①から③の3つの場合に再割当てができることとされておりますけれども、総務省では制度の円滑な運用に向けまして、再割当て要望をお持ちの事業者がいらっしゃるプラチナバンドを念頭に、②の開設指針の制定の申出、いわゆる競願の申出を受けて、周波数の再割当てを行う場合の課題について、「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース」を開催して検討を行ってまいりました。本件は、昨年12月に取りまとめられたタスクフォースの報告書を踏まえて、所要の改正を行うものでございます。

改正案の背景につきまして、ページ飛びまして、4ページを御覧ください。タスクフォースの報告書では、(1)といたしまして、開設指針の制定の申出が行われた場合に、総務大臣が開設指針の制定の要否を決定するに当たって、勘案する事項につきまして、再割当てを行う際は多大な移行の負担がかかることを踏まえまして、新たに2つの留意点が整理されております。

1点目は、再割当ての対象とする周波数の選定に当たって、既存免許人の使用期間を踏まえることでございます。制度上、開設計画の認定の有効期間中の周波数は、再割当ての対象とする周波数から除かれておりますけれども、この開設計画の認定の有効期間は、再割当て制度の導入に伴いまして、事業運営の安定性や投資インセンティブに配慮して、従来の5年から10年に改正されたところでございます。従来の有効期間5年で認定を受けていた周波数が、再割当ての対象候補となった場合には、5年の有効期間が満了していても、使用期間はまだ10年に満たないという場合もあり得るところでございまして、有効

期間の改正前後の均衡を考慮して、再割当ての対象とする周波数の選定に当たるべきという趣旨でございます。

2点目は、申出に係る周波数帯において、携帯電話システムに割り当てる可能性のある周波数の有無に留意することでございます。再割当ては、電波の有効利用を促進する観点からは有効な方策ではありますが、申出のあった周波数と同一の特性を持つ周波数において、新たに携帯電話システムに割り当てる可能性のある周波数がある場合には、その活用についても考慮すべきという趣旨でございます。

続いて、再割当てにより、新たな事業者の開設計画が認定され、既存免許人からの周波数移行が発生することとなった段階において、円滑な周波数移行を確保する観点から、(2)といたしまして、移行作業に要する期間が、標準的な移行期間を超える場合に講ずべき措置が整理されております。

なお、標準的な移行期間については、電波法の免許の有効期間が5年間であり、再免許が保証されていないことを勘案して、再割当ての時点から5年間が適当とされたところでございます。

措置の具体的な内容でございますけれども、移行期間中の免許人の無線局の再免許について、その有効期間を1年とすること。その上で、既存免許人の無線局の再免許の際に、移行計画の進捗状況及び電波監理審議会の評価結果を勘案することでございます。これは、再割当てにおいて優位と判断された新たな事業者による周波数利用が早期に開始できるようにすることが望ましく、既存免許人の全ての無線局が、移行期間の終了ぎりぎりまで運用を続けることは適当ではないという考え方に基きまして、既存免許人が周波数の使用を停止するための作業を順次計画的に実施をし、その無線局を漸減させていくことを担保することを意図したものでございます。

5ページを御覧ください。タスクフォースの報告書を踏まえた具体的な改正

案の概要でございます。

(1) が開設指針の制定の要否の決定に当たって勘案する事項についてでございます。電波法施行規則を改正し、申出のあった周波数と同等と認められる電波の周波数についての新たな割当ての可能性の有無及び既存免許人の使用期間として、既存免許人が開設計画の認定を受けてから、再割当てに係る開設指針の制定の申出があった日までの期間、この2点を、総務大臣が開設指針の制定の要否の決定に当たって勘案する事項として追加することとしております。

(2) が移行作業に要する期間が、標準的な移行期間を超える場合の措置についてでございます。まず、電波法施行規則を改正し、原則5年間とされている再免許の有効期間を短縮することができる場合として、再割当てが行われたときにおける既存免許人の無線局について再免許をするとき、これを追加することとしております。これによりまして、既存免許人の無線局の再免許について、その有効期間を1年とすることが可能となります。

次に、無線局免許手続規則を改正しまして、既存免許人が再免許を申請する際の添付書類の記載事項に、使用周波数の移行計画の進捗状況を追加することとしております。

なお、使用周波数の移行計画については、既に電波監理審議会が行う有効利用評価の評価事項にもなっております。本日の諮問対象外ではありますが、あわせて、電波法関係審査基準を改正することによりまして、再免許の審査に当たって、移行計画の進捗状況及び電波監理審議会の評価結果を勘案することとしてございます。

今後のスケジュールでございますけれども、本日諮問しております省令案は、今月中の公布・施行を予定しておりまして、答申をいただきましたら、速やかに改正を行いたいと考えております。

以上が改正案の概要でございます。

6 ページには、開設指針の制定の申出を受けて、再割当てが行われる場合の一連の手続について、今回の改正事項が該当する部分分かる形で、フローチャートでお示しをしておりますので、参考として御覧ください。

最後に、8 ページを御覧ください。本件の諮問に先立ちまして、昨年12月28日から本年1月31日まで意見募集を行い、携帯電話事業者4者及び個人2件の御意見があったところでございます。提出意見を踏まえて、新旧対照表について一部形式的な修正を加えておりますが、改正案の方向性に反対の御意見はありませんでしたので、内容的な修正はございません。

そのほか、開設指針の制定の申出時の記載事項等の追加を希望する御意見がございましたが、現行の規定において対応可能であることから、案の修正は行わず、今後策定する予定のマニュアルにて、詳細を明記することとしてございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等ございますでしょうか。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。

これまで、かなり長い期間を費やしてこられた手続きに関する省令案とのこと。私はこの案に同意いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田でございます。

電波の有効利用は大切なことですが、それとともに、移行期間に利用者に大きな影響が出ないようにするというのもまた大切だと思っておりますので、そういう意味では今回の改正に賛成しております。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。私もタスクフォース報告書を踏まえた結構な改正だと存じますが、1点質問させていただけますと幸いです。7頁に紹介されていますタスクフォース報告書では、「再割当ての対象となる周波数幅については、・・・トラヒック量等を勘案し」となっておりますが、帯域別のトラヒックの算定手法について現状どのような検討状況になっているか、参考までにご教示いただけますでしょうか。

以上です。

○渡部電波政策課企画官 よろしゅうございますでしょうか。

○笹瀬会長 お願いします。

○渡部電波政策課企画官 林先生、御質問ありがとうございます。帯域別のトラヒックの測定方法、それから評価方法等につきまして、こちらの電波監理審議会の中の有効利用評価部会のほうでも、有効利用評価の今後の方針の検討の中で、一つ大きな課題になっていたと認識してございます。そちらにつきまして、まだ現時点で成案というところまでは至ってございませんけれども、今後の有効利用評価に向けまして、引き続き総務省としても検討してまいりたいと考えておりまして、有効利用評価の部会のほうでも、今後御議論をいただけるように、準備を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○林委員 ありがとうございます。まさに有効利用評価部会での今後の検討課題になる論点だと思っておりますので、質問をさせていただきました。状況についてよく分かりました。ありがとうございます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 合理的な改正だと考えております。私のほうからは、特段のコメントはございません。よろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 私からも特段コメントございません。これで円滑に移行できると思います。よろしくお願いいたします。

その他、ほかに追加の御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第5号は、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

○渡部電波政策課企画官 ありがとうございました。

(2) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（デジタル簡易無線の高度化等に係る制度整備）

(3) 周波数割当計画の一部を変更する告示案（デジタル簡易無線の高度化等に係る制度整備）

○笹瀬会長 それでは、続きまして、諮問第6号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案（デジタル簡易無線の高度化等に係る制度整備）」及び諮問第7号「周波数割当計画の一部を変更する告示案（デジタル簡易無線の高度化等に係る制度整備）」につきまして、中村移動通信課長及び荻原電波政策課長から御説明よろしくお願いいたします。

○中村移動通信課長 ありがとうございます。移動通信課長の中村でございます。

初めに、諮問第6号、電波法施行規則等の一部を改正する省令案につきまして、御説明をさせていただきます。資料につきましては、3ページ目を御覧ください。

まず、簡易無線局でございますが、無線従事者資格が不要でございます、誰でも比較的簡単に使うことができる無線局でございます。左下に、簡単に簡易無線局の局数の推移を御紹介させていただいておりますが、局数につきましては、簡易無線局全体で申し上げますと、この10年間ぐらいではほぼ倍増している状況でございます。特に平成20年8月に導入をされました、デジタル簡易無線の登録局、これは350MHz帯を使うものでございますが、これにつきましては、平成23年度の約6.6万局から、令和3年度には約75万局ということで、11倍以上に増加をしているというものでございます。そういった増加の過程では、音声通信だけでなく、データ通信にも活用されつつある状況でございます。

また、近年におきましては、このページの右下にお示しをしておりますが、無人運用についてのニーズが増加をしている状況でございます。例えば、地下の駐車場ですとか、あるいは地下街といったような地下施設でこの簡易無線を利用する際、地面、あるいはその建物、構造物の遮蔽によってつながらないというような、いわゆる不感状態を解消するための無人での中継利用といったようなニーズが生じているところでございます。

また、畑のような場所で、気温ですとか、湿度のようなセンサーデータを自動的に、あるいは遠隔で送るような、そういったような使い方も考えられているところでございます。

このような状況を踏まえまして、総務省におきましては、自動的に、あるいは遠隔操作によりまして、無人でも動作をするような簡易無線を利用いたしまして、不感状態の解消につなげるというような、デジタル簡易無線の高度化に向けた技術的な検討を情報通信審議会で行ってまいりまして、昨年11月に一部答申を頂戴したところでございます。

また、近年の簡易無線の利用増加への対応ということで、デジタル簡易無線

が使用いたします周波数を追加する、いわゆる増波を行うということのために、デジタル簡易無線の高度化に関しまして、関係規定の整備を行うというものでございます。具体的には、電波法の施行規則、無線設備規則、そして、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則、こういった省令案について、所要の整備を行わせていただければというものでございます。

次、4ページ目を御覧ください。表の左半分が既存のデジタル簡易無線の仕様でございます。また、右半分の部分が、遠隔操作等を行いますデジタル簡易無線のスペックでございます。また、その中でも中継動作を行うものの技術的条件についてもお示しをしております。

遠隔操作等を行うデジタル簡易無線の通信方式につきましては、中継動作を行うものは半複信といたしまして、それ以外のものにつきましては、従来のデジタル簡易無線と同等ということにできればと思っております。

また、遠隔操作等を行いますデジタル簡易無線ですが、無人での運用が想定されますので、無線設備を直接操作する者がいない場合でありましても、適正な電波環境を維持させるために、障害検知、あるいは停止機能を具備することとしたいと思います。

また、それ以外の技術的条件につきましては、基本的には、既存のデジタル簡易無線と同等と考えてございます。このため、特に他の無線局への影響は、既存のデジタル簡易無線から大きく変更はないということでございます。

また、中継利用の場合でございますが、通信エリアが拡大いたしますので、中継設備の利用状況をきちんと把握するために、登録ではなくて、免許によりまして、使用者等を管理することが望ましいと考えておるところでございます。

5ページ目を御覧いただければと思います。デジタル簡易無線の周波数の増波についてでございます。350MHz帯のデジタル簡易無線の登録局、これは、このページの上半分でございますが、これにつきましては、現在、地上用

のものとして30波、それから上空でも使えるものとして5波、合計35波割り当てられているところでございます。ニーズの高まりも見込みまして、現在の割当て帯域の上下に、地上用ということで52波、上空でも使えるものとしたしまして10波、計62波を追加として割り当てることとしたいと思っております。

また、ページの下半分でございます。400MHz帯のデジタル簡易無線の免許局につきましては、現在65波が割り当てられているところでございます。

一方で、令和6年に終了が予定をされてございますアナログの簡易無線というのが、やはりこの400MHz帯で割り当てられてございますが、このアナログ簡易無線の帯域にデジタルの免許の簡易無線用周波数を10波追加する。また、今回制度化いたします中継用の周波数といたしまして、10ペアの上り下り合計で20波を割り当てることとしたいと考えてございます。

その次の6ページ目以降につきましては、意見募集の結果についてお示しをしております。今回の制度整備案につきましては、本年1月から2月にかけてまして、パブリックコメントを募集いたしまして、その結果、法人から2件、個人の方々から8件、計10件の御意見を頂戴したところでございます。

意見といたしましては、基本的には、今回の自動的に、あるいは遠隔操作によって動作をする簡易無線の導入につきまして、御賛同いただける意見を頂戴したところでございます。

なお、9ページ目のところに意見を頂戴してございますナンバー4というふうに割り振ってございます意見でございますが、公布と施行の間に30日間程度の期間を設けてほしいといったようなことに対しまして、経過措置を規定しますというようにお答えをさせていただいております。今回、既に免許等を受けて無人運用している簡易無線局につきましては、従前のおりとする旨の経過措置を、今回新たに設けたいと考えておるところでございます。

簡単でございますが、諮問第6号につきまして、御説明は以上でございます。

御審議よろしくお願ひいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

○荻原電波政策課長 電波政策課の荻原と申します。続いて説明させていただきたいと思ひます。

諮問第7号の周波数割当計画の一部を変更する告示案について、御説明させていただきます。本件は、今御説明のありましたデジタル簡易無線の高度化に合わせて、周波数割当計画の整備を行うものでございます。諮問第7号説明資料とあります2ページ目を御覧ください。

デジタル簡易無線の増波に対応するため、400MHz帯の簡易無線局の周波数を規定する別表7-3を変更したいと考えております。具体的には、この資料にございますように、割当て可能な周波数を追加するというものでございます。これに関連して規定の整備を行いたいというふうに考えております。

1ページ目に戻っていただきまして、3番の項目に施行期日とございます。答申いただいた後には、速やかに周波数割当計画を変更したいと考えているところでございます。

意見募集につきましては、先ほどの諮問第6号の省令改正案と同時に行っております。周波数割当計画の一部変更案に対しては、1件、賛同意見をいただいております。

以上が、諮問第7号の御説明でございます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、諮問第6号、7号両方に関しまして、御質問、御意見、よろしくお願ひいたします。

それでは、私からよろしいでしょうか。私から1件お伺ひします。

先ほどお話がありましたように、登録局がかなり増えているとの御説明でしたが、免許局に関しても増えているのでしょうか。

○中村移動通信課長 ありがとうございます。先生御指摘いただきましたが、免許局に関しましても微増していると。特にデジタルの免許局につきましては、若干ではございますが、増えているというような状況でございます。特に、やはり使い勝手のよさというような観点で、登録局のほうが発的に増えているというようなところが傾向にございますが、デジタルの簡易無線の免許局のほうにつきましても増えている。他方で、やはりアナログのほうにつきましては、もう停波の時期も決まっておりますので、これについては減少しているというような傾向にございます。

以上でございます。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございます。登録局に関しては350MHz辺りですから、そこに関しては帯域を広げるということで対応し、また、中継に関しては、これからのニーズが高まるだろうということで、こういうふうな方式を使うという理解でよろしいですか。

○中村移動通信課長 ありがとうございます。先生今御指摘をいただいたとおりでございまして、特に350MHz帯の登録局につきましては、繰り返しのようになりますが、非常にニーズが急速に高まっておるというようなことで、今回増波をさせていただくというようなこと。また、デジタルにつきましても、需要が高まってございますので、現在アナログの簡易無線用に割り当てられている周波数のところで、デジタルでも使えるようにしたいというのが今回の増波の趣旨でございます。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございました。

それでは、林委員、御質問をお願いします。

○林委員 林でございます。前後しまして、失礼致しました。令和4年度周波

数再編アクションプランにおいても、「デジタル方式の簡易無線局の増加への対応として令和4年度内を目途に必要な周波数の確保を図る」とあったところであり、増波をはじめとする本諮問案は適切であると存じます。関連して1点質問させていただけますと幸いです。以前、本審議会で、アナログ簡易無線局の周波数使用期限の延長の諮問について審議したことがございましたが、そのときの審議では、デジタル簡易無線局等への移行に遅れが生じてきていることから、周波数割当計画におきまして、アナログ簡易無線局の周波数の使用期限を確か2年間延長するという修正を加えるという内容だったかと存じます。その後、移行状況等はどうかとなっておりますでしょうか。

以上です。

○中村移動通信課長 ありがとうございます。まず、アナログ方式の停波の関係でございます。アナログ方式の単体の簡易無線の場合でございますが、現在は原則といたしまして、再免許に限るというふうにさせていただいております。免許の有効期間といたしましては、令和6年11月末までというふうにさせていただいております。

また、アナログとデジタルのデュアル機といったようなものも市場には出てございまして、特にアナログ方式の部分につきましては、この周波数の使用は令和6年11月30日までに限るといような旨の附款を免許のほうに付しているというようなところでございまして、いずれも再免許の手続といったような場合に、免許人の皆様に停波についての御説明をさせていただいております。

また、現在では電波利用ホームページできちんと説明をさせていただく、あるいはリーフレットを配布させていただく、広報誌などにきちんと記事の掲載をさせていただくというようなことでございまして、総務省といたしましても、周知、広報のほうに努めさせていただいているようなところでございます。

また、アナログの停波連絡協議会というような協議会もございまして、そういったようなところでも、対応をお願いしているというようなところでございます。

アナログ方式の簡易無線につきましては、昨年末時点でも、アナログ方式そのものでも5万局程度、デュアル機におきましても10万局強といったようなところがまだ残っているのが現状ではございます。使用期限まで2年を切ったというようなこともございますので、引き続き、先ほどのような関係団体とも御相談をしながら、周知、広報に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○林委員 ありがとうございます。周知、広報を含めて、しっかりとした各方面での対応をなされているということがよく分かりました。ありがとうございます。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

それでは、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 矢嶋です。

○笹瀬会長 よろしく申し上げます。

○矢嶋委員 では、質問させていただきます。平成23年度末から令和3年度末のこの10年間のところでの、倍増ないし1.1倍に増加ということをお説明いただいているんですけども、これは、まず、想定内の増加率であったのかという点と、今後もやはりデジタル化が進むにつれまして、またさらに増加もしていくのであろうと思われるんですが、今回の帯域の増加というのは、かなり余裕を持った状況での変更になっているのか、ないしは、また見直しの期間というものをもう少し短期のサイトで見えていくのかといった点につきまして、御説明いただければと思います。よろしくお願いたします。

○中村移動通信課長 ありがとうございます。今御指摘をいただきましたが、簡易無線の特に登録局、非常に急速に増加をしております、比較的大きなパワーで使える、あるいは使い勝手という意味で、レンタルのようなケースでの使用、それから、レジャーシーンでの使用、特に不特定者との通信みたいなことも認められているというようなことで、人気の理由になっているのかなど我々としては考えておるところでございます。

そういったような状況で今回増波をさせていただくものでございますが、委員御指摘のとおり、引き続き、これよりもっとニーズが増えていくのではないのかなということも少し予想はしているところでございます、今回の増波も踏まえまして、また、状況を見ながら、こういったような帯域、350MHz帯、450MHz帯といったようなところで、場合によっては、増波のような対応ができるように、そのようなことも少し考えておるようなところでございます。

特に登録局の爆発的な増加につきましては、正直申しまして、我々としても、ここまで増えるものかといったような意味では、少し驚きを持って見ているような状況でございます。

以上でございます。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。やはり、ニーズに対してはタイムリーに答えていくことが望ましいかと思っておりますので、忙しいとは存じますが、また引き続きウオッチなどしていただければと思います。よろしく願いいたします。

あとは、コメントございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 世の中全体のデジタル化あるいはデジタルの活用という観点か

ら、本件趣旨および省令の改正に関して賛成いたします。

1点、先ほど林先生から御質問があったアナログの停波について質問をさせていただきます。まだまだこの数字を見ますと、アナログが使われている方がかなり多いということで、今後もさらに周知を図っていくという御説明ありましたが、現時点において、特にアナログを利用されている方から、反対意見あるいはクレームのようなものが寄せられているということはありませんか。その点のみ確認させて頂きたいと思います。

○中村移動通信課長 ありがとうございます。アナログの停波につきましては、比較的時間をかけまして、我々としても慎重に進めさせていただいているところでございます。今のところ御理解はいただいておりますのかなというところでございます。特に大きな反対ですとか、そういったようなことについては、こちらには寄せられていない状況というふうに認識をしております。

以上でございます。

○大久保代理 分かりました。引き続き丁寧な御対応をお願い致します。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田でございます。

適切な改正だと思います。特にございません。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

その他、追加の御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第6号及び諮問第7号は、諮問のとおり改正及び変更することが適当であるという旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

#### (4) 航空機局の無線設備等保守規程の認定

○笹瀬会長 それでは、続きまして、諮問第8号「航空機局の無線設備等保守規程の認定」につきまして、田口基幹・衛星移動通信課長から御説明をよろしくお願いいたします。

○田口基幹・衛星移動通信課長 田口でございます。よろしくお願いいたします。諮問第8号、航空機局の無線設備等保守規程の認定でございます。

資料1ページです。航空運送事業者であるフジドリームエアラインズ社から、保守規程の認定申請が来ております。同社は、本社が静岡市にございまして、2009年に運航が開始され、座席数100席未満の機体を用いて、県営名古屋空港を本拠地として、地方都市間を毎日運航しております。

2ページは、本保守規程の認定実績です。既に15社について認定してございまして、今回の同社の申請で16社目になります。

3ページは、本認定制度の概要です。本認定制度は、平成30年8月より運用を開始しております。この認定制度を導入しますと、従来の定期検査による基準適合性の確認間隔と比較して、電気的特性の点検や総合試験の実施する間隔を拡大することが可能になります。

4ページが認定申請の概要です。ページの上半分にフジドリームエアラインズの点検・保守の形態を記載しております。点検業務は無線設備の実際の点検、確認業務は無線設備の点検が適切になされたことを確認する業務です。無線設備の保守・点検業務の一部を外部委託することとしておりますが、確認業務については自ら業者が実施する体制を整備しております。

下半分が保守規程の概要でございます。点検・保守業務を行うための適切な点検・保守業務を実施できる組織及び要員の体制並びに実施方法が記載されております。これらについては、いずれも整っていると判断しております。

また、無線局16局に対して、点検を行う者は12名、確認を行う者は8名

配置しております、これまで認定を受けた者と比較しても、妥当な体制であり、問題ないと考えております。

5 ページ、4 章は信頼性確保のための管理値の設定などについて定めています。8 章は委託について適切に実施されるよう、委託先の選定基準及び委託業者の能力審査・監査方法について定められております。

資料 6 ページ、フジドリームエアラインズの搭載設備及び基準適合性の確認間隔です。確認間隔につきましては法令で定められた範囲内の間隔となっております。

資料の 7 ページはフジドリームエアラインズ社における信頼性管理の管理値です。管理値は、P D C A サイクルを実施する上で、突発的な不具合が発生した状況において、詳細な調査分析を行い、点検業務の実施方法などの改善を促すためのトリガーとなる指標です。航空機に搭載される無線設備ごとに定められております。同社においては、同社が利用している機体のメーカーであるエンブラエル社が設定した値を用いることとしております。

8 ページが、認定に係る審査結果です。審査要件は、電波法第 7 0 条の 5 の 2 第 2 項にございます。具体的な審査項目は、ページ下半分にある 8 項目です。今回申請がございました保守規程につきましては、審査項目に照らしまして審査した結果、いずれも関係法令に適合しているものと認められると判断しております。

今回、認定を適当とする答申をいただいた場合は、申請者が速やかに本認定制度による点検・保守業務が実施できるよう、4 月 1 日付の認定を予定しております。説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○大久保代理 1 点よろしいでしょうか。

○笹瀬会長 はい、お願いします。

○大久保代理 この保守規程の認定自体には、特段の意見はございません。賛成をいたします。一方、教えていただきたいのですが、今回のフジドリームエアラインズを加えて16社が認定されるということになりますが、日本国内で定期航空路を持っている会社の割合、ほぼ全てにおいてこの規程の認定が行われたのか、状況を教えて頂ければと思います。

○田口基幹・衛星移動通信課長 御質問ありがとうございます。日本の定期運航事業者は24社ございます。今回が16社目です。既に、大手である全日空グループ、あるいはJALグループは認定しておりまして、近年ではAIRDO、琉球エアコミューター、日本貨物航空なども認定して、今回がフジドリームエアラインズです。

残りは8社で、例えば有名な社は、スカイマーク、スターフライヤー、あるいは日本エアコミューターなどがまだ未認定です。これら未認定の会社について、現時点のところは、この保守規程を導入する予定はなく、従来の定期検査で実施してまいりたいということを経営のところで聞いております。ということで、残り8社ということになります。

○大久保代理 分かりました。ありがとうございます。

○田口基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

○笹瀬会長 ほかにございますでしょうか。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田からは特にございません。

○笹瀬会長 林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私も本認定については特段異存ございません。ただ、フジドリームエアラインズにつきましては、たしか一昨年、運輸安全委員会によって航空重大インシデント調査を受け、その報告書も公表されています。以前この本審議会で諮問したAIRDOは、そういったインシデントはございませんでしたけ

れども、フジドリームエアラインズについては、そういったインシデントの事案もあるということですので、安心安全の部分については、総務省としてもしっかり留意をしていただきたいと思います。以上です。

○田口基幹・衛星移動通信課長 御指摘ありがとうございます。確かに、同社については、2019年4月23日に発生した386便の重大インシデントというのは、私ども把握しております。先般、認定申請に当たって同社の整備現場も見てまいりましたが、保守規程の認定の制度をきちっと運用できるよう、認定後も定期的に同社から状況を把握して、適切な運営がされていることを確認してまいります。御指摘ありがとうございます。

○林委員 よろしくお願いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。矢嶋委員いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私からは特段のコメントはございません。賛成いたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。それでは、ほかに追加の御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、諮問第8号は、諮問のとおり認定することが適当である旨の答申を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

○田口基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。

## 報告事項（総合通信基盤局）

令和4年度電波の利用状況調査の調査結果

○笹瀬会長 それでは、引き続きまして、報告事項「令和4年度電波の利用状況調査の調査結果」につきまして、荻原電波政策課長から御説明よろしくお願いたします。

○荻原電波政策課長 電波政策課長の荻原でございます。よろしくお願ひします。

私からは、報告事項、令和4年度の電波の利用状況調査の調査結果について御報告させていただきます。

資料2ページ目を御覧いただきますと、目次がございます。資料がかなり大部になりますので、本日は、この資料の冒頭22ページまでのポイントを絞った部分を説明させていただきたいと思ひます。

それでは、5ページ目を御覧いただけますでしょうか。令和4年度の調査では携帯電話等を除きます、714MHz以下の周波数を利用する無線局を対象としております。調査対象は、昨年の4月1日時点で約403.1万局、それから、免許人の数が147.5万になっております。

調査方法は、ページ中段のPARTNER調査、調査票調査、それから実際の電波を測定する電波の発射状況調査でございます。この電波の発射状況調査につきましては、重点調査対象システムから2つあるいは3つ程度の無線局を選定しまして、実際に計測を行うこととしております。

次に、8ページ目を御覧ください。まず重点調査結果のポイントから説明させていただきます。令和4年度調査におきましては、重点調査対象システムとしまして、120MHz帯の航空無線と60MHz帯の市町村の防災行政同報無線、この2つを選定して電波の実測等も行っております。

まず、9ページ目を御覧ください。120MHz帯の航空無線についてまとめております。こちらは周波数再編アクションプランにおきまして、近年の逼迫状況に鑑みて、令和4年度に利用動向の調査を行うとともに狭帯域化に向けたチャンネルプランの検討を行うとされておきまして、これが選定の理由になっています。

航空無線に関しましては、実際は航空会社等に開設される航空局と、航空管

制用に開設される航空局、それから航空機に開設される航空機局の3つのシステムがございます。無線局数については、いずれもおおむね横ばいとなっております。約7割から9割の免許人の方が、無線局の増減は今後も予定なしという回答でした。

アクションプランに記載の狭帯域化への対応の予定に関して、多くの免許人が導入の予定はないと回答しておりますが、下の箇条書で3つ目の部分の詳細を見ますと、航空機局の場合は予定がないと回答した無線局が少し少なく60.9%と、システムによって少しばらつきがあるという状況が分かっております。

10ページ目を御覧ください。発射状況調査を行ったうちの一つの局のデータをピックアップして掲載しております。調査票調査におきましては、1年を通じて比較的多くの日数で電波が発射されている一方で、1日単位で見ると深夜の通信は少ないという調査票をいただいていたのですが、今回の発射状況調査により、調査票の報告内容、傾向がそのまま裏づけられるという結果が得られております。

11ページ目を御覧ください。もう一つの重点調査対象システムであります市町村防災行政同報無線60MHz帯の固定局について調査結果をまとめております。こちらアクションプランでデジタル方式への早期移行等を推進すると指摘されておりましたので、これを理由に選定しております。無線局数を見ますと、675局減少しております。デジタル方式への導入計画については既に64.9%が導入済みでした。

12ページを御覧ください。こちらについても発射状況調査を行った無線局のうち、1局分をピックアップして掲載しております。調査票調査では、365日電波を発射しているという回答が8割以上でございました。一方で、1日単位で見ると、電波を常時発射している無線局はそれほど多くなく、正午あるいは朝とか夕方と、特定の時間に電波を発射している無線局が多い傾向が

ございました。発射状況調査の結果、そういった調査票調査の結果を裏づける結果がグラフを御覧いただくと分かるかと思えます。

また、受信可能なエリアについて、免許人の方からいただいた回答の区間距離に照らして、移動測定を実際に行って確認した結果が13ページでございます。

次に、重点調査以外の調査結果のポイントについて、15ページ以降で説明させていただきます。15ページは、714MHz以下の全無線局のまとめです。令和4年度の調査結果では、前回の令和2年度の調査から無線局数3.0%、12.3万局の減少となっております。結果として、403.1万局と冒頭で申し上げましたが、減少の原因は、特にこの帯域で局数が多いアマチュア無線局がほぼ全ての周波数区分で減少したことが影響していると考えられます。

また、このページの左半分、5つの周波数区分ごとにグラフと表を掲載しております。このページ以降は、このグラフや表にあるとおり、714MHz以下の周波数を5つの区分に分けて、結果を取りまとめております。

16ページを御覧ください。まずは、26.175MHz以下の周波数帯です。こちらについては、この区分で大半の割合を占めるHF帯のアマチュア無線が6.2%減少、数にして1万2,187局の減少になっておりまして、周波数区分全体としては漸減傾向にあります。

また、これらのグラフはPARTNER調査の結果を示しておりますが、この区分の中で調査票の調査の対象としましたのは、この下の枠の3つ目、国道等で渋滞情報等の提供を行います路側通信の位置システムのみとなっております。無線局数は34.8%、24局減少していることが確認できております。

17ページを御覧ください。26.175MHz超50MHz以下の周波数帯ですが、この区分におきましても、大半の割合を占めております28MHz帯のアマチュア無線が6.1%、局数にして1万2,337局減少しており、こ

の区分全体としても漸減傾向にございます。

この区分で調査票の調査の対象にしましたのは、下の枠の中の4つ目でございます、都道府県が所有する消防艇と指令センターとの通信に利用される水上無線の1システムとなっております。無線局数1局のまま変化なく、今後3年間も増減の予定なしということで、しばらく使われると見込まれております。

18ページを御覧ください。50MHz超222MHz以下の周波数帯です。この区分で大半の割合を占める52MHz帯、それから145MHz帯のアマチュア無線、それぞれ5.9%、5.5%、数にすると、それぞれ1万2,315局と2万188局と減少しております、この区分の局数も減少傾向でございます。

その一方で、一番右側のその他に含まれてしまい、グラフでは見えてこないのですが、下の表に3つシステムを挙げております。いずれもデジタルシステムなのですが、特に150MHz帯のデジタル簡易無線と、同じく150MHz帯のデジタル列車無線、これらのデジタル機器については増加傾向にあることが確認できております。

一方で、先ほどデジタル簡易無線の省令改正のところで御質問のありましたアナログ簡易無線に関しましては、上の表の左から3つ目の150MHz帯の簡易無線、これがアナログの簡易無線になっておりまして、減少傾向にあるのが見られます。

先ほどの省令改正の資料のグラフとは年次がずれておりますので数字が少々異なりますけども、そういったことを前提に御覧いただければと思います。

19ページ目を御覧ください。この周波数帯区分に含まれている無線局数は714MHz以下の全体の約25%と多くの無線局数となっております、調査票調査の対象としたシステムが26と多くなっております。その中で、重点調査対象システムである市町村防災行政同報無線の移行先となっております市

町村防災行政同報デジタル無線は、無線局数が18.2%、局にして893局増加しております。

また、この部分で一番数が多い公共業務用テレメータ(60MHz帯)、19ページの一番下でございますけども、1.0%の減少とほぼ横ばいで、今後3年間で増減の予定はなしという免許人が78.7%となっております。

それから、20ページを御覧ください。222MHz超335.4MHz以下の周波数帯ですけれども、こちらは260MHz帯の市町村防災用デジタル無線が4.3%、局数にすると2,566局増加です。一方で、他のデジタル無線については、伸び率が落ち着いた状況となっております。

それから21ページ目を御覧ください。335.4MHz超714MHz以下の周波数帯ですが、先ほど数が増えているという説明がありましたデジタル簡易無線、グラフで左から2つが該当していますが、350MHz帯のデジタル簡易無線が21.1%、局数にすると12万9,896件と増加しております。460MHz帯のデジタル簡易無線も18.9%で、7万122局増加です。

その一方で、先ほどお話のありましたアナログの簡易無線ですが、これが左から4つ目のグラフになります。32.5%減で、局数にすると13万6,838局減少ということで、順調に減ってはおりますが、一定の利用者が期限までの使用を継続する様子もうかがえる結果かと認識しております。

22ページを御覧ください。この周波数帯の区分に含まれている無線局ですけども、714MHz以下全体の無線局のうち約58%がこの区分に入っておりますので、調査票調査の対象になるシステムも30と数多くなっています。このうち、令和2年度の調査の際に、重点調査対象のシステムと位置づけておりましたアナログ地域振興用MCA、3つ目でございますが、こちらは周波数アクションプランではアナログ方式からデジタル方式への早期の移行を図るとされている一方で、今回の調査の結果では無線局数は68局のままで変化がな

いということが分かっております。

また、同じく令和2年度重点調査対象にしましたマリンホーンにつきましては、4つ目ですが、昨年11月で全ての免許を失効しており、アクションプランに記載の令和4年度中の移行完了が達成できたということが確認できております。

説明は以上になります。こちらの調査結果に基づきまして電波監理審議会におきまして、電波の有効利用の程度の評価を行っていただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

○林委員 それでは、林でございますけれども、よろしいでしょうか。

○笹瀬会長 よろしくお願ひします。

○林委員 御説明ありがとうございました。6ページにございますように、電監審及びその下の有効利用評価部会としましてもしっかりと評価していく必要性を感じたところでございます。

市町村防災行政同報無線については、まさに11ページで紹介されていますようにこれまでの周波数再編アクションプランにおきましても、機器の更新時期に合わせてデジタル方式への早期移行を推進するとなっておりますので、11頁の4つめのポツには、無線設備の使用年数については、「10年以上20年未満」と回答した無線局が多かったようでございますが、一般に、無線通信機の場合は「減価償却資産の耐用年数」は10年とされているようですので、「10年以上20年未満」ということであると、まさに機器の更新時期にさしかかってくるのではないかと存じます。そういう意味で、今が、機器の更新時期に合わせてデジタル方式への早期移行を推進するちょうど良いタイミングではないかとも思ったのですが、いかがでしょうか。

○荻原電波政策課長 ありがとうございます。おっしゃっていただきましたとおり、このアナログ機器のデジタル化につきましては、機器の更新時期に合わせてということで、アクションプランでも記載されておりました、タイミング的には各システムそれぞれでございますので、私どもとしては、継続的にデジタル化への働きかけというのを進めていきたいと考えております。

○林委員 承知しました。

○笹瀬会長 では、よろしいでしょうか。ほかに質問ございませんでしょうか。

それでは、荻原課長、私から1点質問してよろしいでしょうか。

○荻原電波政策課長 ぜひお願いいたします。

○笹瀬会長 アマチュア無線に関しまして、数が減っているということですが、前回の審議会でもご説明いただきましたように、アマチュア無線に関しては比較的年齢の高い方が使っておられ、今は携帯電話とかそういうものがあり、昔に比べてアマチュア無線の魅力が失せているような気もいたします。そこで、アマチュア無線を使う方を増やすための、特に若い方ですね、取り組みなどの御意見があると思います。これに関して、今後特に帯域を大きく減らすとかそういうことは検討されていない状況でよろしいでしょうか。

○荻原電波政策課長 ありがとうございます。帯域を減らすようなことは現時点では考えておりません。アマチュア無線に関しましては、お子様なども無線に触れていただくいい機会になるということで、むしろ無線通信技術に触れ合っていたかどうかということで推進していくことも重要かと思っておりますので、帯域を減らすということは考えておりません。

一方で、16ページを御覧いただきますと、これは特定のケースですが、アマチュア無線のMF帯の数が若干増えているという事例もございます。こちらは一般の方が使いやすいようにアマチュアの利用の幅を拡大した制度改正を行っております、その結果、数が増えてきたのではないかと、この周波数帯に

関しては分析をしておりますが、こういった事例もございますので、私どもとしては、減っていくことについては、できるだけV字回復をすることができればという、どちらかというところの思いで取り組んでいるところでございます。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございました。

特に無線技術に関しては、アマチュア無線が、例えば若い人にとっていい機会になりますので、ぜひ啓蒙活動も含めてよろしく願いいたします。

もう一点よろしいでしょうか。

○荻原電波政策課長 はい。

○笹瀬会長 先ほどお話があった22ページの3ポツ目のアナログ地域振興用MCAに関しては、アナログからデジタルへの切り替えを進めていると思いますが、基地局の数、無線局の局数は変化がないということで、これに関しては何かアクションを検討されているのでしょうか。もっとデジタルに切り替えるように周知をするとか、いかがでしょうか。

○荻原電波政策課長 ありがとうございます。前回の調査結果、それから、その後のアクションプランの検討等を経て、今回調査結果を拝見したところ、無線局数に変化はないという結果だったということで、今後状況をよく見極めまして、必要な対応があればしっかり取っていきたいと思っています。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それではほかに御質問よろしいでしょうか。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 私からは特段の御質問等はございません。詳細な調査、大変お疲れさまでした。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。私からもございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。基本的には今回の調査結果にはサプライズはなかったという理解でおります。調査票調査の裏づけもできていたということですので、調査票調査も有効に機能しているということが分かりました。いろいろありがとうございました。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございました。

それでは、本報告を受けましたので、今後は有効利用評価部会において評価案の検討をお願いしたいと思います。

林部会長、どうぞよろしく御対応お願いいたします。

○林委員 かしこまりました。

○笹瀬会長 それでは、本報告事項につきまして終了したいと思います。

荻原課長、どうもありがとうございました。

○荻原電波政策課長 どうもありがとうございました。よろしく申し上げます。

○笹瀬会長 以上で総合通信基盤局の議事を終了いたします。

総合通信基盤局の職員の方は御退室よろしく申し上げます。

次に、情報流通行政局の議事に入りますので、情報流通行政局の職員に入室するように御連絡よろしく申し上げます。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

## 諮問事項（情報流通行政局）

（１）放送法施行規則等の一部を改正する省令案（電波法及び放送法の改正に伴う制度整備）

○笹瀬会長　それでは議事を再開いたします。

諮問第９号「放送法施行規則等の一部を改正する省令案（電波法及び放送法の改正に伴う制度整備）」につきまして、鎌田放送政策課室長から御説明よろしくをお願いいたします。

○鎌田放送政策課室長　よろしくをお願いいたします。

諮問第９号としまして、放送法の施行規則等の一部を改正する省令案を御説明させていただきます。こちらは、昨年に成立しました電波法及び放送法の一部改正に伴う制度整備でございます。

内容としましては、資料１ページから２ページにわたります。６項目記載していますが、このうち１年以内に施行するものが今回に関わるもので、主には、（４）の外資規制の見直しとなります。

具体的な内容につきましては、２ページ以降に省令改正事項として記載しておりますが、詳細につきましては、５ページから御説明します。今回、諮問事項に関わるものとして、外資規制の見直しを法律で措置しております。まず、外資規制の法律の措置事項について簡単に御説明します。

５ページの外資規制に関しましては、実効性を確保するという観点から、法律においてここに掲げられているような事項を新たに盛り込んでございます。具体的には①にありますとおり、申請事項として、まず外資比率を申請書に記載することを設けるというものでございます。その後、免許期間の間に、外資比率の変更があった場合には届出を義務化するとして、放送事業者における外

資規制の状況を事業者も確実に把握して報告し、総務省も把握できるようにするということです。

左下でございますが、そのように外資規制の状況をしっかりと把握できるようにしようとするものの、やむを得ず、例えば20%の議決権割合の閾値を超えてしまうというような外資規制違反が起きてしまったという場合も出てくる可能性があり得ます。こういった場合におきましても、基本的には原則として取消しとなりますが、状況を鑑みて必要があると認める場合には期間を定めて違反の是正を求めるという制度を整備したということです。

こちらにつきましては、令和3年6月に電波監理審議会から要望事項としていただいております、その観点を踏まえ、総務省で外資規制の検討会を立ち上げて検討し、取りまとめをいただき、それを踏まえて、この是正措置を法律事項としたということです。

この具体的な内容には、7ページの外資規制違反時の是正措置の整備のとおりです。基本的に外資規制に違反したら原則としては取消しとなるというところでございます。ただし、今回の法改正で、違反の状況、どの事項で違反が起きたかといったこととか、あとは、放送であれば受信者、そういった方々に与える影響、そういったものを鑑みて、そのまま止めてしまったら影響が大きいというようなことが考えられますので、そういったことを踏まえまして、必要があると認めるときには期間を定めて違反の是正を求めるという制度が今回措置されたというものでございます。この際に、勘案するという事項を、法律では今申し上げた「違反の状況」、そして、「受信者に及ぼす影響」を法律で措置されています。

このほかに、「その他総務省令で定める事項」というのを設けており、この省令を新しく整備するときには必要的諮問事項として電波監理審議会に諮問することが規定されておりますので、今回諮問するものです。

下のほうの四角囲みでございます。具体的に今回勘案事項として設けるとい  
うところでございますが、実際の実務を踏まえた上で今回2点検討しています。

1点目、「違反の状態の解消に必要な期間」です。取消しを猶予するといっ  
ても無限点に猶予するわけにはいきませんので、あらかじめ期間を区切った形で、  
その間に是正を促すということとなり、その具体的な期間は事業者によって異  
なるため、まずは事業者から必要な期間を申告させるべく、それを勘案事項と  
する必要があるおのです。

2つ目です。「過去の外資規制の違反」ということで、初めて外資規制違反と  
なる場合と、何度も違反を繰り返す場合が考えられ、外資規制を遵守する意思  
がない場合には取り消すこととすることも考えられますので、外資規制の違反  
が過去あったかどうか勘案事項として考える必要がある次第でございます。  
今回は制度整備に当たって、この2点を省令として規定するというものです。

続きまして、8ページです。その他所要の改正ということで、今回で、電波  
法・放送法の施行に伴い省令改正を行うこととしておりますが、その際に、電  
波法・放送法で電波監理審議会に諮問が必要となっている省令の改廃についま  
して、併せて御説明させていただくものです。中身としましては、形式的な省  
令整備として必然的に必要となるものです。

まず、1番目、2番目ですが、法律で「コミュニティ放送」と定義しました  
ので、それを当該省令でも引用すべく改正を行うものです。

3番目は、必要的諮問事項とされている省令の条文につきまして、そこで引  
用されている条文が項ずれするというもので、4番目は、必要的諮問事項とさ  
れている省令の条文そのものが条ずれすることとなるものです。

最後の無線局免許手続規則でございますが、例えば放送でございますと、放  
送事業者は無線局の免許を付与され放送を行うこととなりますが、その放送局  
の無線局は複数開設する必要があるところ、無線局にかかわらず、事業者とし

て同じ事項を申請するというものもあり、その場合は一度に済むような簡易な免許手続が設けられています。

今般、直接保有議決権割合とか外国人等保有議決権割合、そして特定役員の氏名または名称を記載いただくということを法定化しましたので、こちらもその共通事項として、簡易な免許手続を可能とするものとして追加するというものです。

9 ページ以降は、今回の省令改正に当たって、事前にパブコメを行った結果です。意見は、法人 5 件、個人 4 件の 9 件の意見があり、基本的に全て賛同の意見、放送事業者として実務の観点から負担軽減を希望する意見をいただいています。今回諮問事項とさせていただく是正措置の観点につきましても、賛同の意見をいただいているところでございます。

御説明は以上です。今回お認めいただきまして、答申をいただけるということであれば、4 ページにあります。施行としましては、4 月 20 日施行を予定しているところでございます。

以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○林委員 よろしいでしょうか。

○笹瀬会長 よろしく申し上げます。

○林委員 御説明ありがとうございました。

外資規制につきましては、これまで欠格事由の審査資料がそもそもなくレ点チェックだけということになっていたということについては、前からおかしいと思っており、いくら法律で実質的要件を定めても運用でチェックしていないのでは意味がないではないか、ということをお聞きしていました。ただこういうことは他の分野でもあって、例えば電気通信事業法では一定の刑罰に処

せられたものは欠格事由とされていますが、どのように審査しているかという  
と、欠格事由に該当していないという誓約書を出してもらってそれをチェック  
するというようになっていて、追加的に法務省に問い合わせるその真偽を確認  
したり、正確性を担保したりとかといった、そういった厳格な運用はしていな  
いと承知しております。

要するに、基本的には、申請書に書いてあることは信用してそれをベースに  
ある程度性善説的に審査しているところかと存じます。言い換えれば、申請書  
に書いてあることが無謬かつ正確であることの客観的証明までは求めていない  
という点では、程度の問題はあれ電気通信事業法も電波法と同じで、このあた  
り日本的な法運用なのかなという気がしているところです。何が申し上げたい  
かと申しますと、申請書に書いてあることについてすべて真実かどうかの証明  
まで求め、それを逐一チェックするというのは運用上不可能ないしきわめて困  
難で、そのために総務省にたくさんデータを出させて、たくさん的人员を貼り  
付けて、人海戦術的に悉皆チェックさせるという方向性は、行政効率の点であ  
まり良くないような気がしており、その意味でも今回の是正措置は妥当だと存  
じます。ただその上で、1点私見を申し上げますと、もう少しシステム的に解  
決しないといけない問題のような気がしています。例えば、また過失による間  
違った申請を防止するために、重要な事項については監査法人のようなところ  
にチェックさせる仕組みを作って、監査証明書を添付させるといった方法もあ  
るかもしれないと思っております。

いずれにしても諮問自体には賛成でございます。

以上です。すみません、長くなりました。

○鎌田放送政策課室長 ありがとうございます。

林先生におかれましては1年半前にも、今回の発端となった外資規制の事案  
が生じた際に問題意識として、今日先生に御説明いただいたとおり、電波監理

審議会として要望事項というのを取りまとめていただいております、外資規制の検討会で検討いただき、法改正に至っており、先生の問題意識も踏まえたかたちで法改正を進めているというところです。

先生がおっしゃったように、我々としてもこれまで申請の際にちゃんと見れてなかったというところで、できる限り補足資料とかを出していただくということも考えてはいますが、当然そこは限界もあるので、そういった観点からも是正措置を設けているというところがございます。

是正措置の運用の仕方にも、先生がおっしゃったように、監査法人とか、そういった様々な運用の仕方というのはあるかと思っておりますので、そういった観点、先生の問題意識を踏まえつつ、運用面でもより実務が回るような効率化を図り、その上でちゃんと実効性が確保される形を今回取っていきたいと考えている次第でございますので、引き続き御指導のほどよろしく願いいたします。

○林委員 大変な労力のかかる御作業かと思えますけれども、どうかよろしく願いいたします。

○鎌田放送政策課室長 こちらこそよろしく願いいたします。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見ございませんでしょうか。

○大久保代理 大久保ですけれども、よろしいでしょうか。

○笹瀬会長 はい、よろしく願いいたします。

○大久保代理 御説明ありがとうございます。外資規制に関しましては、今後、経済安保等非常に重要になってくる中で、色々な分野でさらに重要性が増すと思っております。

今回の議案第9号については賛成でございますが、先ほど林先生からお話がありましたとおり、外資、特に外国法人等というところに該当するのか該当しないのかを保有株比率から見ると、グローバルかつ多様に比率が動いています。

日本の大企業でも外国人の実質的な持株比率が5割を超えているところはかなりの社数となっており、その数は日々変動しています。この規制の趣旨というのは、その変動、変化を捉えるということですが、実際それを運営していくとどこまで、どのような形で、申請や証明の類を誰にどのタイミングで求めていくかと、なかなか運営は難しいと思います。実際に運営しながら、新たな難しさ、課題が出てくるかと思しますので、引き続きフォローをよろしくお願いいたします。

○鎌田放送政策課室長 ありがとうございます。我々としましても、今回、様々な事案があったことを踏まえて、外資規制の実効性をちゃんと確保しなければいけないということで厳格に措置をしているというところではあります。おっしゃるとおり、実際運用してみるとなかなか難しい面というのがいろいろ出てくるかと思しますので、そこはより運用をしながら、回しながら、うまく回る仕組みとこののを引き続き考えていきたいと思っております。

あと一点だけでございますが、この外資規制は、株主比率ではございませんで、議決権を行使するというところがやはり法人には大きな影響を与えるだろうということで、議決権割合で見えております。おっしゃるとおり、上場企業だと日々株主の比率が変わりますが、上場企業であれば、議決権割合となると1年ないし半年に一度、決算なり、半期の決算のところまでまとまるかと思しますので、その時点での確定した議決権割合というのが超えてないようにという形で見えていくというのが基本になります。

いずれにしてもおっしゃるとおり、様々な課題があるかと思しますので、引き続き御指導のほどよろしくお願いいたします。

○大久保代理 分かりました。議決権割合を決算のタイミングで確認していくということだと理解をいたしました。ありがとうございました。

○鎌田放送政策課室長 よろしくよろしくお願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。

総務省としての厳格な運用とともに、放送事業者の皆さんにもきちんと理解をしていただいて、自ら点検をぜひしていただければいいなと思っております。

以上です。

○鎌田放送政策課室長 ありがとうございます。

○笹瀬会長 矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 規定のことについて念のため確認です。

今回の勘案事項についてなんですけれども、第1号が「違反の状況」と書いていますが、この「違反の状況」という言葉に基本的な要素というのは含まれるという理解でよろしいでしょうか。つまり法令違反状態が客観的に生じているかということのみならず、この放送事業者の過失とか故意といった基本的な要素も含んだ上で違反の状況というものを考えるという理解でよろしいでしょうか。

○鎌田放送政策課室長 おっしゃるとおり、実際どういった外資規制に違反したかと、出資規制なのか、役員なのかといったことだけじゃなくて、故意かどうかといったところも含めて勘案していくということで考えている次第でございます。

○矢嶋委員 そうしますと、1号の勘案事項で処分に至るという判断もあり得るということよろしいですか。

○鎌田放送政策課室長 はい。

○矢嶋委員 分かりました。ありがとうございます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

ほかに、追加の御質問、御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第9号は、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行います。

どうもありがとうございました。

○鎌田放送政策課室長　ありがとうございました。

## (2) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案等

○笹瀬会長　それでは、続きまして、諮問第10号「電波法施行規則等の一部を改正する省令案等」につきまして、松井地上放送課長から御説明をよろしくお願いいたします。

○松井地上放送課長　ありがとうございます。諮問第10号について御説明させていただきます。地上放送課の松井です。よろしくお願いいたします。

今回お諮りするのには電波法施行規則等の一部を改正する省令案、この改正内容でございますけれども、FM補完中継局等の一部中継局について再免許の場合に申請公示を不要とする、そういった内容になってございます。

3点、説明させていただきます。

まず、FM補完中継局でございますが、資料では5ページでございます。こちらはAM事業者がAMラジオ放送の難聴解消や災害時の放送継続のためにFM波を使って補完中継局を整備しております。こちら、平成26年、2014年から実施されておまして、総務省の補助事業もありまして、全国で230程の局が整備されているという状況でございます。

こちらの補完中継局につきまして再免許の際に申請公示を不要とするということで、再免許でございますが、資料の2ページでございます。対象となるNHK、民放テレビ、ラジオの事業者196社が、免許の有効期限5年というこ

とで、こちら、現在の免許の有効期限が令和5年10月31日まで一律になっております。こうした状況を踏まえて、予定では今年の5月1日から7月31日まで申請を受け付けて、審査基準に適合する場合は11月1日付で再免許をするというスケジュールを進めていきたいと考えてございます。個別の申請の審査につきましては、また10月に電波監理審議会にお諮りさせていただくということを予定しております。この内容でございますけれども、再免許に当たっての審査項目、それから条件について記載のとおり考えておきまして、こちらは事前にパブリックコメントに付させていただいたというところでございます。

再免許の審査につきましては、電波法・放送法に定められている要件として、主なところを7点記載させていただいております。これを踏まえて、再免許する際の条件として4点記載させていただいております。

新規のものがございまして御紹介させていただきますと、改正放送法、今、ちょうど御説明があったかと思っておりますけれども、外資規制への適切な対応を行うこと、放送設備の登録点検について適切な体制を整備して対応すること、それから、教育番組・教養番組の比率の確保するための体制を整備すること、AM局運用休止特例措置を申請するものについては、特例措置の要件を遵守すること。このうち、1、2、4については新規ということで現在考えてございます。

4番については後ほど御説明させていただきますが、1番、2番のところは今回、改正放送法に基づきまして外資規制のチェック体制を強化されるということで改めて注意喚起も含めて条件として考えてございます。放送設備の登録点検の適切な体制につきましては、放送の基本となるものはやはり放送設備でございますので、しっかりとした体制整備をしていただくこと、これを改めて条件としてさせていただく。実際、現免許期間5年間の間でも抵触するような

事案があったということもございまして、こうした条件を付させていただくことを考えております。

(4)については、後ほど御説明させていただきます。

F M補完中継局の再免許の際の申請公示を不要とするというところにつきまして、3 ページ目に理由等に触れさせていただいてございます。中継局全般につきましては、資料3 ページ目でございますが、同一の免許人が運用することが前提でございますので、親局の周波数公示をして、親局の免許人が申請することにより競争参入の機会が確保されることから、中継局の周波数公示は対象外となっております。

しかしながら、F M補完中継局につきましては、A Mラジオ事業者にF M中継局用の周波数を割り当てるに当たって既存のF M事業者がいらっしゃいますので、その方々がその周波数帯域の利用を希望する場合には手を挙げられるということで公示を行ってございました。平成30年の再免許の際も、そのように行いましたけれども、これまで既存ラジオ事業者からの競願の申請実績はございませんでした。また、今後希望があったとしても割当て調整が可能な範囲で収まるという蓋然性が高いと判断しておりまして、今回再免許については公示手続を不要とするということで改正案を諮問させていただいたところでございます。

また、併せて諮問対象外でございますが、再免許に当たっての申請書類の様式の見直しなどを合わせた、無線局免許手続規則及び放送法施行規則の改正も予定してございます。

最後に4 ページ目、A M局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針をつけさせていただいてございます。先ほど再免許の条件の中で、こちらの運用休止の申請、特例措置を申請するものについてはこの要件を遵守することを案としてつけさせていただいてございますけれども、A M事業者を含むラジオ事業

者全般の厳しい経営状況を踏まえて、今年11月の再免許の際に、ラジオ事業者が、設備が大きくて運営負担の大きいAM局を休止して、比較的負担の小さいFM局に転換することを経営判断として選択できるように特例措置を設けるというものでございまして、こちらにつきましては、昨年12月28日から今年1月31日までパブリックコメントを実施して、基本方針案を提示させていただいたところでございます。

特例措置の概要ですけれども、AM事業者がAM局を6か月以上の期間、運用休止を可能とするものとしています。なぜこれをしているかといいますと、電波法第76条で6か月以上休止する場合には、正当な理由がない場合には免許取消事由に当たるということがございますので、この運用休止を可能とするということを特例措置といたしまして、その際にAM局の運用休止に伴うリスナーへの影響をできるだけ小さくするという観点から、FM補完中継局、あるいは新設のFM中継局でカバーしていただくこと等々を想定しておりますけれども、放送エリアの最大限維持に努めていただきつつ、どうしても運用休止に伴ってエリアが小さくなる場所もございまして、住民への周知、それから問合せ窓口、そして、リスナーへの影響を最小限にするための対応を取りながら、リスナー、それから地域への影響がどの程度あるか、こういったことをしっかり検証いただくということを要件として特例措置を行うことを予定してございます。

特例措置の適用期間でございますが、再免許時の2023年11月1日の後、いきなり休止ということではなくて、しっかりとした住民への周知期間が必要ということで3か月設けて、2024年2月1日から1年以内を想定してございます。特例措置の結果、適用の影響を見まして、その後、FM局、AM局の休止、それからFM局への転換、あるいはAM局の廃止、そうしたことに関する制度整備の検討を進めてまいりたいと考えてございます。

参考でございますが、AM局における特別措置について御説明させていただきました。

諮問第10号の御説明は以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見ございますでしょうか。いかがでしょうか。

○矢嶋委員 矢嶋です。

○笹瀬会長 よろしく申し上げます。

○矢嶋委員 また細かいことへの質問で恐縮なんですけど、「正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き六月以上休止したとき」という「引き続き六月以上」は、どこを起算点として計算されるものになるのか教えてください。

○松井地上放送課長 こちらは実際に電波の運用が止まった時点ということになります。実際にリスナー等に届かなくなった、電波として出なくなった時点ということで理解しております。

○矢嶋委員 そうしますと、「引き続き」という言葉は、無線局の運用を連続して6か月以上を休止したときと、そういう意味になるのでしょうか。「引き続き」とは何に続けてという意味なのかという質問です。

○松井地上放送課長 そうですね、途切れ途切れという意味ではなくて、放送波が止まった後、それがずっと継続しているということでございます。

○矢嶋委員 では、1回6か月以上の運用の休止があつて、さらにプラス6か月を見るということではないということになりますね。

○松井地上放送課長 そうですね、御趣旨、分かりました。「引き続き六月以上」というのは、継続した休止が6か月以上という意味でございます。

○矢嶋委員 そこが若干意味として分かりづらいなと思ったので質問させていただきました。解説は分かりました。

○松井地上放送課長 ありがとうございます。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

ほかに質問ございますでしょうか。

○林委員 よろしいでしょうか。

○笹瀬会長 どうぞ、お願いします。

○林委員 ありがとうございます。

林でございます。私も細かい質問で恐縮ですけれども、今回、「放送設備の登録点検について適切な体制を整備して対応すること」ということが新たに再免許条件に付与されたところでございますけれども、ここでいう放送設備の登録点検といった場合、当然、放送設備のサイバーセキュリティ確保の観点も含まれるということによろしかったでしょうか。と申しますのも、放送設備のクラウド化といったことが今後進展していく中で、重要インフラであるマスター設備等のサイバーセキュリティ確保の観点は、いわゆる経済安保の観点からもますます重要になってまいりますので、この観点到特に留意する必要があると思っておりますが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○松井地上放送課長 こちらで記載をさせていただいておりますのは無線設備が対象になっておりますので、今いただいたマスター設備のサイバーセキュリティは入らないとここでは考えてございます。ただ、御指摘の観点、非常に重要ですので、これは免許の条件とはまた別でございますけれども、そうした放送設備全体の体制がしっかり整備されているということも、この中で当然、免許の審査の中で、(1)で、技術基準に適合していること、こういったところをしっかりと見ていくということになるかと考えております。

○林委員 承知しました。この再際免許の条件には「放送設備」と書いてあって、一般に「放送設備」というと、非常に広い射程のものだと私は考えていたんですが、ここでは、そこはかなり限定的に捉えるということなんでしょうか。

○松井地上放送課長 御指摘ありがとうございます。こちらは実際に免許の条件にする際に、さらに我々のほうで検討してまいりたいと思います。決して狭く捉えるということは考えてございません。やはり放送設備がしっかりと適切な体制で整備するということは重要だと思っておりますので、ここが実際に条件を付す際にどういったところまで見るかというのは、10月に諮問させていただきましても、改めて実際に免許を付与する際にもしっかりと整理をしてまいりたいと考えております。

○林委員 承知しました。今の御説明ですと、さはさりながら、ここで言う「放送設備」の中には、いわゆるマスター設備のようなものは含まれないと理解するというところでございますね。

○松井地上放送課長 御指摘ありがとうございます。再免許をするのが、一つ一つの電波を出す無線局ということになりますので、そこに対する条件ということになりますので、免許に含まれる設備というのが明確にございますので、その範囲内で考えてございましたので、この中で放送設備というと無線局設備になると考えてございました。

○林委員 分かりました。放送設備とあるけれども、諮問の中身からして無線局設備だというふうに読み替えるというか、そういうふうに理解するということですね。

○松井地上放送課長 そこは実際に、条件を付す際に明確になるように、我々としてもどこまでかというのをしっかりと整理してお諮りしたいと考えてございます。

○林委員 分かりました。では、その諮問のときにまた議論できればと思います。御説明ありがとうございます。

○松井地上放送課長 よろしくお願ひします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

ほかに御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○大久保代理 私は特段ございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私もございません。

○笹瀬会長 林委員、矢嶋委員もよろしいですか。追加の質問、いいですか。

○林委員 大丈夫です。

○矢嶋委員 追加の質問、ございません。

○笹瀬会長 それでは、諮問第10号は、諮問のとおり改正することが適当である旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○松井地上放送課長 どうもありがとうございました。引き続きよろしく願いします。

### (3) 日本放送協会放送受信規約の変更の認可

○笹瀬会長 それでは、引き続きまして、諮問第11号「日本放送協会放送受信規約の変更の認可」につきまして、岸放送政策課企画官から説明よろしくお願いいたします。

○岸放送政策課企画官 放送政策課で企画官をしております岸と申します。諮問第11号説明資料に基づきまして御説明をさせていただきます。

1 ページ目を御覧ください。NHKから放送法第64条第3項の規定に基づきまして、NHK放送受信規約の変更の認可申請がございました。

現行の放送受信規約の第12条の2において、放送受信料の支払いを3期分以上延滞したときは、1期当たり2%の割合で計算した延滞利息を支払わなくてはならないという規定がございます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に鑑み、令和2年4月からの放送受信料について支払いを猶予する措置を講じておりまして、この延滞利息を発生させないという特例を設けております。電監審で令和2年5月に初めて答申をいただきまして、その後4回にわたり、延長するたびに諮問し、答申をいただいておりますが、今回5回目の諮問をさせていただくということでございます。

今回の放送受信規約の変更ですけれども、今もなお受信料の支払いが困難な受信契約者が発生していることから、この措置の対象期間を再度延長するため、令和5年9月まで延滞利息を発生させない特例を延長するという内容の認可申請でございます。

なお、政府におきまして、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを5月8日に見直す方針を示しておりますが、位置づけが見直されたとしても、国民生活及び国民経済に影響が直ちになくなるわけではないこと、また、措置期間が最大3年半と長期化していることも踏まえまして、支払い猶予措置を終了する場合には、事前の周知期間を十分に確保して、丁寧に対応していく必要があることなどから、令和5年9月まで措置を延長する内容の申請になってございます。

2ページ目を御覧ください。現行の受信規約が右側に書いてございます。「令和5年3月まで」という特例を左側のように「令和5年9月まで」と延長するものでございます。

その次、(3)事業収支に及ぼす影響でございますが、この支払い猶予措置は時限的な措置でございますので、協会の今後の事業運営に影響を及ぼすものではないと考えてございます。

審査の結果でございます。本件は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえまして特例措置の期間を延長するものであります。現下の新型コロナウイルス

感染症の状況等に鑑みまして、妥当なものと考えております。また、今回の契約状況の変更によりまして特例措置の内容が変更されるものではなく、事業運営に影響を及ぼさない範囲であると認められることから、申請のとおり認可することが適当であると考えてございます。

私からの説明は以上でございます。何とぞ御審議のほどよろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見、よろしく願いします。

○長田委員 長田です。適切な処置だと思います。賛成です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 私も基本的には賛成ですが、1点だけ教えていただきたい。コロナ禍の中で受信料の支払いが困難な方がいらっしゃることは事実だと思っています。一方で、種別が変わったとしても、これからも何らかの形で継続をしていくと。そうした中で、どこかで措置を継続するか、それとも継続しないのかを判断する、メルクマールのなものは何か考えられているかどうか、もし考えていらっしゃれば、その点をお聞きしたい。

○岸放送政策課企画官 御質問ありがとうございます。

NHKから聞いているところでは、延長するか、しないかということに当たりましては、新型コロナウイルス感染症による感染者数も含めた社会状況の変化、政府における措置の状況、あるいはNHKに対する問合せの件数などの推移、ほかの公共料金における措置の状況などを踏まえて総合的に判断をしているということでございます。

今後もこのような基準を総合的に勘案しまして、延長の可否をNHKにおいて判断されると承知してございます。

○大久保代理 分かりました。ありがとうございました。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。私も本諮問案に賛成ですけれども、1点だけ、協会には本件についての受信契約者への周知広報をしっかりといただければと思っております。

以上です。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私からはコメントございません。よろしくお取扱いいただければと思います。

○笹瀬会長 ありがとうございます。どうぞよろしく申し上げます。

これは何回もこうやって延長していますので、逆に言うと延長しない場合についての対応に関して、少し考えておいたほうがいいかなという気がします。今度は9月までですから、それまでに政府の方針も変わりますし、先ほどお話があったこともありますので、何らかの形で、どこかで変更するのであれば変更すべきなので、そういう面では対応について、特に周知についてNHKに要望を出していただければと思います。よろしいでしょうか。

○岸放送政策課企画官 ありがとうございます。今御指摘いただいた点、NHKに伝えたいと思います。

○笹瀬会長 それでは、諮問第11号は諮問どおり認可することが適当である旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○岸放送政策課企画官 ありがとうございました。

#### (4) 九州朝日放送株式会社に係る認定放送持株会社の認定

○笹瀬会長 それでは、続きまして諮問第12号、九州朝日放送株式会社に係る認定放送持株会社の認定につきまして、松井地上放送課長から御説明、よろしくお願ひいたします。

○松井地上放送課長 よろしくお願ひいたします。諮問第12号でございます。

資料につきましては、まず、4ページ目を御覧いただければと思います。今回申請のありました九州朝日放送株式会社の認定放送持株会社の認定ということで、認定放送持株会社制度の概要でございます。

こちらは平成19年の放送法改正で制度化されたというところで、経営の効率化、資金調達の容易化等のメリットを有する持株会社によるグループ経営を放送事業者の選択肢として拡大するものでございます。認定の法的効果としては、マスメディア集中排除原則の緩和、基幹放送事業者に適用される外資規制の当該持株会社の直接適用、それから、当該持株会社への議決権の保有制限等がございます。マスメディア集中排除原則の緩和につきましては、先月御審議いただいて、地域制限が撤廃されるということでございます。制度活用実績は下でございます10社でございます、こちらが11社目になります。

申請概要は5ページ目でございます。申請は令和4年12月20日にいただいておりまして、概要としては記載のとおりでございますけれども、図で見ていただくと分かりやすいかと思ひます。資料の7ページ目を御覧ください。

現在、九州朝日放送株式会社はテレビ・AMラジオのラテ兼営者でございます。こちらと大分朝日放送株式会社を対象となる放送事業者ということになりますけれども、こちらの2社を関係会社とするKBCグループホールディングス株式会社という持株会社になりまして、その下に前述の放送事業者が2社、そして関連する企業、子会社4社がその傘下になるということで申請がございました。

申請内容の審査でございますけれども、6 ページ目に審査項目 6 点でございます。

まずは要件のところでございますが、1 以上の地上基幹放送の業務を行う基幹放送事業者をその子会社とし、またはしようとする会社であって、2 以上の基幹放送事業者をその関係会社とし、またはしようとするものであること。こちらについては先ほどの図のとおりでございますが、九州朝日放送株式会社を子会社に、さらに大分朝日放送株式会社を関係会社とするということでございます。こちらを満たしているということでございます。それから 2 点目、申請対象会社が株式会社であること、3 点目、申請対象会社が基幹放送事業者でないこと、どちらも満たしてございます。

4 点目、申請対象会社の子会社である基幹放送事業者の株式の取得価格その他当該基幹放送事業者の適切な経営管理を行うための必要な資産の額の合計額の当該申請対象会社の総資産の額に対する割合が、常時、100 分の 50 を超えていることが確実であると見込まれること。こちらについては資料の 8 ページ目でございますけれども、総務省で確認しましたところ、79.3% ということで、50% をしっかりと超えているということで、これが常時 50% を超えていることが見込まれていると判断いたしまして、こちらも満たしていると考えてございます。

それから、欠格事由に該当しないこと。外資規制等に抵触せず、処罰歴等は認められないということで、こちらも満たしていると考えてございます。

すいません、1 点飛ばしていますね。失礼しました。5 番目の収支の見込みでございます。こちらも良好であるということにつきましては 9 ページ目でございます。こちらを見て、また個別のこうした収支見積りの説明も判断いたしまして、満たしていると考えてございます。

以上でこちらの申請に対して、認定を行うことが適当であろうと考えてござ

いまして、今回諮問させていただいたところでございます。

諮問第12号の説明は以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見ございますでしょうか。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。私のほうからは特にございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私からもございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私からも特に異存ございません。よろしくお取り計らいください。

○笹瀬会長 ありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 別紙2についてだけ質問させていただいてよろしいでしょうか。

○笹瀬会長 お願いします。

○矢嶋委員 見積りということなので、こだわる気持ちは全くないのですが、営業外収益のところか全部同じ金額になっているところは、どういう計算で同じ金額になっているのか不思議に思いましたので、もし御存じであれば御教示いただきたいと思いました。

○松井地上放送課長 確認させていただきます。少々お待ちください。

九州朝日放送からの御説明、参考資料でいただいているところで見ますと、将来的なホールディングスでございますけれども、下記のグループ会社からの配当と不動産事業の収入が御指摘の収益になりますので、基本的にはこうした配当収入が一定程度安定してというか、変動がないということ、それから、不

動産収入についても大きな変動がないと見ている、あるいは今後、安定的にあるということで、こうした数字が入っていると理解してございます。

○矢嶋委員 分かりました。何か営業収益はそれなりに数値がいろいろ変わっているところもあるので、不動産収益もそれなりに変動するような気もしたのですが、今のご説明でこの数値になっているということが分かりました。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

○矢嶋委員 はい。

○笹瀬会長 私からも特に意見はありません。いいと思います。

それでは、この案件に関しまして、ほかに御質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第12号は諮問のとおり認定することが適当である旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○松井地上放送課長 ありがとうございました。

## 報告事項（情報流通行政局）

B S 放送の右旋帯域における衛星基幹放送事業者の公募・認定に向けた手続等

○笹瀬会長 それでは続きまして、報告事項、B S 放送の右旋帯域における衛星基幹放送事業者の公募・認定に向けた手続等に関しまして、安東衛星・地域放送課長から御説明、よろしくお願いたします。

○安東衛星・地域放送課長 衛星・地域放送課、安東でございます。報告資料、「B S 放送の右旋帯域における衛星基幹放送事業者の公募・認定に向けた手続等」に従いまして御説明差し上げます。

2 ページ目を御覧ください。今回、B S 放送の右旋帯域において事業者の公

募・認定を行うこととしております。毎回公募に先立ちまして電監審への御報告をさせていただいているものでございます。

囲みの部分でございますが、NHKのBS1波であるBSプレミアムが令和6年3月末、来年度末に放送終了することによって空き帯域が生じます。また、そのほか既に生じている空き帯域もございます。こういうものを活用して、トランスポンダの再編を行った上で、空いたまとまった右旋帯域において4K放送を実施する衛星基幹放送事業者が1トランスポンダ分の中で、3チャンネル分でございますが、こちらの公募・認定を行うものでございます。

下の経緯でございますが、3つ目の二重丸、令和4年11月の基幹放送普及計画の一部変更につきましては、電波監理審議会で9月28日に答申をいただいて、修正・変更を行ってございます。この前段で総務省から示しております基本的考え方においては、空きスロットのある右旋帯域を4K放送などの超高精細度テレビジョン放送の伝送路としても活用するとしております。この総務省の基本的考え方に従いまして、BS右旋帯域において、今後見込まれる空き帯域について、恒常的に4K放送に割り当てるため、右旋を現在左旋で位置づけているものと同様に4K等の超高精細度テレビジョン放送の伝送路としても位置づける規定整備を実施させていただきました。その後、今後の公募のための放送法関係審査基準の一部改正をパブコメを経て行っております。

今後のスケジュールでございますが、今年3月22日から5月31日の2か月ちょっとでございますが、認定の申請を受け付けてまいりたいと思います。申請が出そろいましたら、比較審査が必要な場合はそれを含めて書類の整理を行い、令和5年夏頃を目途としまして、電波監理審議会へ諮問し、答申が得られましたら、衛星基幹放送事業者を総務大臣から認定していくことを考えております。認定を受けた事業者においては準備期間を経まして、順次放送開始していくことを想定しております。

以下、参考資料を補足的に御説明させていただきます。3ページ目を御覧ください。先ほどBS右旋帯域と申しましたが、衛星放送におきましては右周りの右旋円偏波と左回りの左旋円偏波という2種類の電波をそれぞれ活用しております。そして、今回はBSの右旋円偏波における空き帯域を活用していくこととしております。

4ページ目を御覧ください。BS右旋帯域の利用状況でございます。3段ございますけれども、黄色い部分が既に空いている帯域でございます。また、上段の灰色の部分、NHKBSプレミアムにつきましては、先ほど御説明させていただきましたとおり、令和6年3月末に終了予定ということでございますので、今、それぞれに空き帯域がございますが、これを再編して1つのトランスポンダの枠へ集約した上で、新しい事業者に放送開始していただくこととなります。

5ページ目を御覧ください。公募して審査をしていく場合の放送法関係審査基準について整理をしております。今回の審査に当たりましても、左にありますように絶対審査、また、今回3チャンネル分の公募でございますので、それを超える場合の第一次比較審査、それでもまとまらない場合の第二次比較審査という3段の審査を行うことを予定しております。

まず、絶対審査においては、放送法第93条1項の規定を遵守させる観点から、例えばマスメディア集中排除原則への適合、また、技術基準への適合、そのほか、個人情報保護などの様々な規定を全て満たすことを確認してございます。

3を超える申請があった場合の第一次比較審査につきましては、真ん中の枠にございます4つの項目について、国民及び視聴者の利益の増進を図る観点から全て満たしていることを求めます。広告放送が3割を超えないこと、青少年保護、字幕放送、字幕付与率が5割以上、放送番組の高画質性を確認します。

これでも決まらない場合において、第二次比較審査として、さらに事業者の多様性、広告放送の割合、青少年の保護、そのほか、番組の視聴需要など、総合的に採点を行いまして、優位性を見て、認定する事業者を選定していくことになってございます。

この審査基準につきまして、6ページ目でございますが、今年1月から2月までパブリックコメントを行っております。意見は9件いただいております。提出者は業界団体、個別の放送事業者、または匿名、個人となっております。提出された意見としては、賛成、また、左旋での4K放送の扱い、そのほか、幾つか指摘がございましたが、意見を踏まえて案の修正をするものはございませんでしたので、案を確定させて、公募を開始する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見、よろしくお願ひいたします。

私から1点お伺いしてよろしいでしょうか。

○安東衛星・地域放送課長 よろしく申し上げます。

○笹瀬会長 これは右旋帯域でNHKBSプレミアムが空くので、それからほかにも空き帯域がありますから、そこで使うということですがけれども、この場合は左旋で使っている既存の放送事業者が右旋に変わることも想定されているのでしょうか、希望があれば。

○安東衛星・地域放送課長 ありがとうございます。あくまで希望があればでございますが、先ほど御紹介いたしました審査基準を満たす申請をしていただく限り、既存の左旋事業者も今回の右旋帯域の公募に応募することが可能でございます。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございます。

ほかに質問ございますでしょうか。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 私からは特にございません。

○笹瀬会長 長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 私からもございません。ありがとうございます。

○笹瀬会長 林委員、いかがでしょうか。

○林委員 私からもございません。ありがとうございます。

○笹瀬会長 矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私からもコメント、質問ございません。ありがとうございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、本件に関しましては報告事項として、これで終了したいと思えます。どうもありがとうございました。

○安東衛星・地域放送課長 ありがとうございます。また夏になりましたら諮問を出させていただきたいと思えますので、その場で審議をよろしく願います。失礼します。

○笹瀬会長 ありがとうございました。

## 閉 会

○笹瀬会長 それでは、審議事項、報告事項、これで全て終了いたしました。

答申書につきましては、所定の手続に従って事務局から総務大臣宛てに御提出をよろしく願います。

それから、次回開催は令和5年3月31日、金曜日の15時からを予定しております。よろしく願います。

それでは、本日の審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。